

本書の構成

- ◎本書は、2025～2020年中に実施された丙種の危険物取扱者試験の問題とそのテキスト及び解説をまとめたものです。
- ◎収録されている問題は、出題頻度の高いもの、今後出題される可能性が高いと考えられるものを選んで収録しています。また、類似問題は1つにまとめています。
- ◎本書の収録問題数は**319問**となっています。
- ◎丙種に限らず、危険物取扱者試験の問題は公表されていません。小社では、複数の受験者に依頼して過去問題を組み立てました。従って、実際の試験問題と内容が一部異なっている可能性もあります。
- ◎実際の試験科目と同様に大きく3つの章に分け、さらに細かく項目を分けました。具体的には次のとおりです。
 - ・第1章 危険物に関する法令 …………… 24項目
 - ・第2章 燃焼及び消火に関する基礎知識 …………… 12項目
 - ・第3章 危険物の性質・火災予防・消火の方法 …………… 11項目
- ◎各項目のはじめに、その項目に分類される過去問題を解くために知っておくべき必要最低限の内容を次のようにまとめています。
 - ・「**これだけ覚える!!**」…………… **その項目の重要ポイント**
 - ・「**テキスト**」…………… **重要ポイントを詳しく解説**
- ◎上記をしっかりと覚えたら「**Q 過去問題**」を解き、「**A 正解と解説**」で確認してください。解説には、正解の根拠となるものやその問題を解くためのヒントがあります。
- ◎項目ごとにまとまっているので頭の中で整理しやすく、「覚える」→「問題を解く」→「正解・解説を確認する」→「覚える」を繰り返すことで、自然に覚え、問題を解くことができるようになります。また、何度もチャレンジすることで、試験に合格する力が身につきます。
- ◎過去問題の左端にある（）はチェックマークを表しています。習熟度に応じてご利用下さい。また、問題文の最後の【★】は頻出問題であることを表しています。
- ◎危険物取扱者試験は、多くが過去に出題された問題から繰り返し出題されています。その理由として、大きな法令改正がなく、火災予防を中心とした化学等の内容も変更がないためです。
- ◎一方で、全く新しい問題も出題されています。しかし、新聞はわずかであり、過去問題を効率よく解いてその内容を覚えることが、試験合格への近道だと私たちは考えています。



受験の手引き

■丙種危険物取扱者

- ◎消防法により、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を配置しなくてはなりません。
- ◎危険物取扱者の免状は、貯蔵し、または取り扱うことができる危険物の種類によって、甲種、乙種、丙種に分かれています。
- ◎このうち丙種は、第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点が130℃以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類を貯蔵し、または取り扱うことができます。
- ◎丙種の受験にあたり、受験資格はありません。

■試験科目と合格基準

- ◎試験は、次の3科目について一括して行われます。

試験科目（略称）	出題数		試験時間
①危険物に関する法令（法令）	10問	合計 25問	1時間 15分
②燃焼及び消火に関する基礎知識（燃消）	5問		
③危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法（性消）	10問		

- ◎合格基準は、試験科目（上記の①～③）ごとの成績が、それぞれ60%以上としています。従って、「①危険物に関する法令」「③危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法」はそれぞれ6問以上、「②燃焼及び消火に関する基礎知識」は3問以上正解しなくてはなりません。従って、①法令の正解が5問である場合、②燃消と③性消がそれぞれ満点であっても、不合格となります。

■試験の手続き

- ◎危険物取扱者試験は、一般財団法人 消防試験研究センターが実施します。ただし、受験願書の受付や試験会場の運営等は、各都道府県の支部が担当します。
- ◎試験の申請は書面によるほか、インターネットから行う電子申請が利用できます。
- ◎電子申請は、一般財団法人 消防試験研究センターのホームページにアクセスして行います。
- ◎書面による申請は、消防試験研究センター各道府県支部及び関係機関・各消防本部などで願書を配布（無料）しているので、それを入手して行います。

第1章

危険物に関する法令

1. 消防法で定める危険物	4
2. 第4類の品名と物品名	8
3. 第4類の指定数量	12
4. 指定数量の倍数の計算方法	16
5. 危険物施設の区分	21
6. 製造所等の設置・変更の手続き	28
7. 製造所等の各種届出	33
8. 製造所等の仮使用	38
9. 危険物取扱者制度	41
10. 危険物取扱者の免状	47
11. 保安講習	52
12. 危険物保安監督者	58
13. 予防規程	61
14. 定期点検	63
15. 保安距離・保有空地	68
16. 移動タンク貯蔵所の基準	73
17. 給油取扱所の基準	77
18. セルフ型の給油取扱所の基準	83
19. 消火設備	85
20. 警報設備	91
21. 貯蔵・取扱いの基準	93
22. 運搬の基準	97
23. 移送の基準	103
24. 事故発生時の応急措置	108

1

消防法で定める危険物



●消防法で定める危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

- 法別表第1では、危険物を第1類から第6類までに分類している。
- 危険物はすべて固体または液体で、気体のものはない。

種別	性質	品名
第1類	酸化性個体	塩素酸塩類 過マンガン酸塩類 硝酸塩類
第2類	可燃性個体	硫化りん、赤 硫黄、金属粉 マグネシウム
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質 (個体または液体)	引火性個体 カリウム ナトリウム アルミニウムリチウム 黄りん
第4類	引火性液体	特殊な引火性液体 第1類 アルコール類 動植物油類
第5類	自己反応性物質 (個体または液体)	有機過酸化液 ニトロ化合物
第6類	酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素、硝酸

除外

LPガス



火薬



1. 消防法と法令

消防法は「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する」を目的とし、危険物取扱者試験では「法」⇒「消防法」を指す。

また、「法令」といった場合、「消防法」「危険物の規制に関する政令」「危険物の規制に関する規則」を指す。消防法などの法律は国会で制定され、政令は内閣が制定する。また、規則は各省の大臣が制定するため、省令とも呼ばれる。

2. 消防法の別表第1

類別	性質	品名	特徴
第1類	酸化性固体	塩素酸塩類 過マンガン酸塩類 硝酸塩類	物質そのものは不燃性だが、他の物質を強く酸化させる性質をもつ。可燃物と混ぜて衝撃・熱・摩擦を加えると激しい燃焼が起こるもの。
第2類	可燃性固体	硫化りん、赤りん 硫黄、金属粉 マグネシウム 引火性固体	火災で着火しやすいもの、または比較的低温（40℃未満）で引火しやすいもの。
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質 (固体または液体)	カリウム ナトリウム アルキルリチウム 黄りん	空気にさらされると自然発火するおそれのあるもの、または水と接触すると発火または可燃性ガスを発生するもの。
第4類	引火性液体	特殊引火物 第1～4石油類 アルコール類 動植物油類	引火性があり、蒸気を発生させ引火や爆発のおそれのあるもの。
第5類	自己反応性物質 (固体または液体)	有機過酸化物 ニトロ化合物	比較的低温で加熱分解等の自己反応を起こし、爆発や多量の熱を発生させるもの、または爆発的に反応が進行するもの。
第6類	酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸	物質そのものは不燃性だが、他の物質を強く酸化させる性質をもつ。可燃物と混ぜると燃焼を促進させるもの。

3. 消防法の危険物に該当しない物

一般に危険物といった場合、危険性のある物質全般を指す。具体的には、火薬や放射性物質、高压ガス容器、毒物などが対象となる。しかし、消防法では別表第1を用いて「危険物」を定義するとともに、**第1類から第6類**に分類している。

別表第1によると、危険物の対象となるのは**固体**または**液体**であり、**気体は対象外**としている。プロパンなどの高压ガスは、高压ガス保安法で規制されている。

一般の「危険物」	「危険性のある物質全般」⇒ 毒物なども入る
消防法の「危険物」	「消防法 別表第1で定義されているもの」 ⇒ 同表に該当しないものは「危険物」とはならない

Q 過去問題

問1 法に定める危険物について、次のうち正しいものはどれか。[★]

- 1. 第1類～第6類までに分類されている。
- 2. 甲種危険物と乙種危険物とに区分されている。
- 3. すべて20℃で液体である。
- 4. 危険物とは「法別表第1に掲げる発火性又は引火性物品をいう。」と定義されている。

問2 法で定められている危険物について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 可燃性ガスは、第1類の危険物である。
- 2. 可燃性物品のすべてが危険物に該当する。
- 3. 「危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。」と定義されている。
- 4. 第1類から第6類までに分類されている。

問3 法令で定める危険物について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 甲種危険物及び乙種危険物に区分されている。
- 2. 液体又は固体の可燃性物品は、すべて危険物に該当する。
- 3. 危険物とは「法別表第1に掲げる発火性または引火性物品をいう。」と定義されている。
- 4. 第1類から第6類までに分類されている。

問4 法に定める危険物について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. すべて引火性物品である。
- 2. 甲種危険物と乙種危険物がある。
- 3. すべて可燃性物品である。
- 4. 第1類から第6類までに分類される。

A 正解と解説

問1 正解 1

2. 危険物取扱者免状に甲種危険物取扱者と乙種危険物取扱者の区分は存在するが、危険物に甲種と乙種という区分はない。
3. 危険物は、20℃・1気圧で固体または液体である。
4. 消防法で定める危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

問2 正解 4

1. ガス（気体）は、危険物に該当しない。
2. 紙や木材は可燃性物質であるが、それらは危険物に該当しない。
3. 消防法で定める危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

問3 正解 4

1. 危険物取扱者免状に甲種危険物取扱者と乙種危険物取扱者の区分は存在するが、危険物に甲種と乙種という区分はない。
2. 可燃性物品のすべてが危険物に該当するわけではない。
3. 消防法で定める危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

問4 正解 4

- 1 & 3. 危険物のすべてが引火性や可燃性を示すわけではない。引火性を示すのは主に第4類の危険物であるが、第1類や第6類の危険物は、不燃性の酸化性物質である。

第2章

燃焼及び消火に関する基礎知識

1. 燃焼の化学	112
2. 燃焼の形態	117
3. 自然発火	121
4. 燃焼の難易	123
5. 引火点と発火点	126
6. 燃焼範囲と蒸気比重	131
7. 熱の移動	136
8. 化学の基礎	138
9. 静電気	141
10. 消火の化学	152
11. 水による消火作用	157
12. 消火剤	160

1

燃焼の化学

これだけ
覚える!!

- 燃焼とは、光と熱の発生を伴う酸化反応である。
- 燃焼の3要素は、**可燃物** **酸素供給源** **点火源**。
- 燃焼するためには、3要素すべてが同時に存在しなければならない。



1. 燃焼の定義

物質が酸素と化合することを**酸化**という。そして、酸化の結果、生成された物質を**酸化物**という。例えば、炭素は酸素と化合すると二酸化炭素になる。この場合、炭素は酸化されて酸化物の二酸化炭素に化学変化することになる。

酸化反応のうち、化合が急激に進行して著しく**発熱**し、しかも**発光**を伴うことがある。このように、熱と発光を伴う酸化反応を**燃焼**という。

鉄 Fe は酸化すると錆びるが、燃焼とはいわない。理由は、**著しい発熱と発光を伴わない**ためである。

Q 過去問題

問1 燃焼の3要素に関する記述として、次のうち誤っているものはどれか。

- 1. 可燃物とは、一般に窒素と反応して熱を発生するものをいう。
- 2. 酸素供給源とは、燃焼に必要な酸素を供給するものをいう。
- 3. 点火源とは、燃焼を開始するために必要なエネルギーを与えるものをいう。
- 4. 可燃物、酸素供給源、点火源の、3つが同時に存在したときに燃焼が起こる。

問2 次の組合せのうち、燃焼の3要素を満たしていないものはどれか。[★]

- 1. 酸素……電気火花……空気
- 2. 灯油……空気……マッチの炎
- 3. 空気……軽油……赤熱した鉄
- 4. 酸素……ガソリン……静電気火花

問3 燃焼について、次のうち誤っているものはどれか。

- 1. 一般に、燃焼とは、光と熱の発生を伴う酸化反応である。
- 2. 可燃物、酸素供給源及び点火源を燃焼の3要素といい、燃焼が始まるためには、3つが同時に存在することが必要である。
- 3. 炎や火花は点火源となるが、摩擦熱は点火源とはならない。
- 4. 可燃性液体の燃焼では、液体の蒸気と空気との混合気体が燃焼する。

問4 物質を完全燃焼させたときの化学変化を表したものとして、次のうち誤っているものはどれか。[★]

- 1. 鉄 + 酸素 → 酸化鉄
- 2. 炭素 + 酸素 → 二酸化炭素
- 3. メタン + 酸素 → 一酸化炭素 + 水
- 4. 水素 + 酸素 → 水

問5 炭素 (C) を完全燃焼させたとき、生成する物質として、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 二硫化炭素
- 2. 一酸化炭素
- 3. 一酸化窒素
- 4. 二酸化炭素

問6 物質が燃えるときの必要条件の一つとして、次のうち該当しないものはどれか。

- 1. 質量の大きい物質であること。
- 2. 酸素があること。
- 3. 着火源があること。
- 4. 可燃性の物質であること。

問7 酸化反応に該当しないものは、次のうちどれか。

- 1. 鉄がさびる。
- 2. ガソリンが燃える。
- 3. 水が蒸発する。
- 4. 懐炉（カイロ）が温かくなる。

問8 燃焼による熱を直接利用していないものは、次のうちいくつあるか。

- | | |
|------------------|------------------|
| ▪ ガスコンロで調理する。 | ▪ 重油ボイラーで風呂をわかす。 |
| ▪ ガスストーブで暖をとる。 | ▪ 灯油ストーブで暖をとる。 |
| ▪ 石油ストーブで部屋を暖める。 | ▪ 電気コンロで湯をわかす。 |
| ▪ エアコンで暖める。 | ▪ 焚き火で暖める。 |
| ▪ 炭火で暖をとる。 | ▪ 使い捨てカイロで暖をとる。 |

- 1. 3つ 2. 4つ 3. 5つ 4. 6つ 5. 7つ

問9 一酸化炭素について、次のうち誤っているものはどれか。

- 1. 無味無臭な気体で、人体に非常に有害である。
- 2. 有機物が不完全燃焼したときに発生する。
- 3. 青白い炎をあげて燃焼する。
- 4. 二酸化炭素を完全燃焼したときに生成される。

A 正解と解説

問1 正解 1

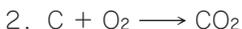
- 1. 「窒素」⇒「酸素」。

問2 正解 1

- 1. 酸素と空気は「酸素供給源」、電気火花は「点火源」であり、「可燃物」となるものが存在しない。

問3 正解3

3. 摩擦熱も点火源となる。摩擦熱により可燃物が高温になれば、可燃物は発火する。ベルトコンベアの火災は、この摩擦熱が点火源となっていることが多い。その他、高温表面や過電流による熱なども点火源となる。

問4 正解3

メタンを完全燃焼させると、二酸化炭素と水になる。一酸化炭素は、メタンが不完全燃焼することで発生する。

**問5 正解4**

4. 炭素Cを完全燃焼させると、二酸化炭素 CO_2 が生成する。一酸化炭素COは、炭素が不完全燃焼することで発生する。

問6 正解1

1. 燃焼の三要素に、「物質の質量の大きいこと」は含まれていない。

問7 正解3

1. 鉄がさびて赤さびになるのは、酸化反応である。
 2. ガソリンが空気中で燃えるのは、酸化反応である。
 3. 水が蒸発して水蒸気になるのは、蒸発である。水と水蒸気は、物質そのものが変化しているわけではないため、酸化という化学反応に該当しない。
 4. 使い捨て懐炉(カイロ)は、鉄(粉)が酸化する際に発生する熱を利用している。
 $4\text{Fe} + 3\text{O}_2 + 6\text{H}_2\text{O} \longrightarrow 4\text{Fe}(\text{OH})_3$

問8 正解1 (3つ)

ガスこんろやガスストーブは、都市ガス(メタン CH_4)やプロパンガス(C_3H_8)の燃焼熱を利用する。重油ボイラーは、重油の燃焼熱を利用する。石油ストーブ(灯油ストーブ)は、灯油の燃焼熱を利用する。炭には木炭や竹炭などがあり、焚き火に使用される木材なども含めて、燃焼時に発する燃焼熱を利用する。

以下は燃焼熱を利用していない。

- ・電気こんろは、ニクロム線に電気を流すと発熱することを利用している。
- ・使い捨てカイロは、袋の中の鉄粉が空気中の水分と反応して酸化熱を発する。
- ・エアコンは、蒸発熱(気化熱)を利用して、室内の空気を暖めたり、冷やしたりしている。

問9 正解4

4. 二酸化炭素は、それ以上酸化することがないため燃焼しない。

第3章

危険物の性質・火災予防・消火の方法

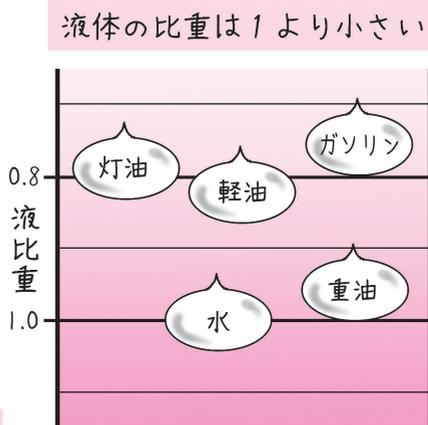
1. 丙種で取扱いできる危険物の性状 …… 168
2. ガソリン等の火災予防 …… 174
3. ガソリン等の事故事例 …… 182
4. 危険物の消火 …… 188
5. ガソリンの性状 …… 196
6. 灯油の性状 …… 201
7. 軽油の性状 …… 208
8. 重油とグリセリンの性状 …… 213
9. 第4石油類の性状 …… 218
10. 動植物油類の性状 …… 221
11. 引火点の低高 …… 226

1

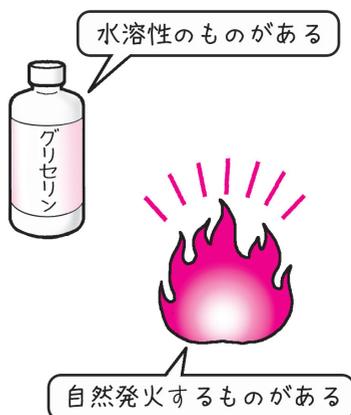
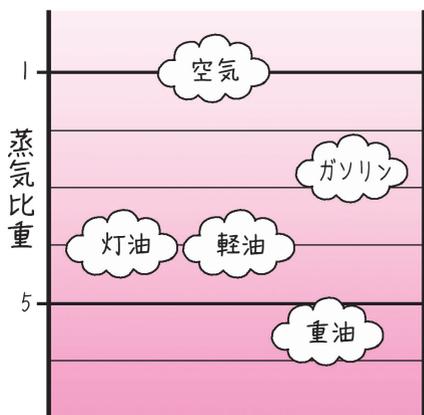
三種で取扱いできる危険物の性状

これだけ
覚える!!

- 液体の比重は1より小さいものが多い。 水より軽い
- いずれも引火の危険性がある。
- 蒸気比重は1より大きく、低所に滞留する。 空気より重い
- 水に溶けるもの（第3石油類のグリセリン）がある。
- 動植物油類の乾性油は自然発火の危険性がある。



蒸気比重は1より大きい



1. 丙種が取扱いできる危険物

ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点が130℃以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類とする。

2. 丙種が取扱いできる危険物の性状

- ①引火性の液体（20℃・1気圧）である。液体であることから流動性が高く、火災になった場合に拡大する危険性がある。
- ②液体の比重は、1より小さいものが多い。
- ③非水溶性（水に溶けない性質）のものが多いが、水溶性のものもある。
- ④蒸気は空気とわずかに混合した状態でも、引火するものが多い。ただし、蒸気濃度が燃焼範囲から外れると、点火しても引火しない。
- ⑤液温が高くなるに従い、可燃性蒸気の発生量は多くなる。
- ⑥蒸気比重は、すべて1より大きい（空気より重い）。
このため、蒸気は低所に滞留するか、低所を伝わって遠くに流れやすい。
- ⑦蒸気は特有の臭気を帯びるものが多い。
- ⑧発火点は、すべて100℃以上である。
- ⑨20℃で引火するもの（ガソリンの引火点－40℃以下）と、引火しないものがある。

3. グリセリン

グリセリン $C_3H_5(OH)_3$ は、第3石油類に分類され、引火点が160～199℃となっている。このため、丙種危険物取扱者が取扱いできる危険物の対象となっている。

グリセリンは甘味と粘性のある無色の液体で、比重は1.3と水より重い。また、アルコールの一種で、水に溶けやすく、吸湿性が高い。その保水性を生かして、化粧品や水彩絵具によく使われる。

Q 過去問題

問1 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の性状について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 20℃で液体又は固体である。
- 2. 水に溶けるものがある。
- 3. 引火点を有しないものがある。
- 4. 蒸気は空気より軽いものが多い。

問2 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の性状について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 発火点が100℃以下のものがある。
- 2. 20℃で液体又は固体である。
- 3. 蒸気比重は1より小さいものが多い。
- 4. いずれも引火の危険性を有する。

問3 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物に共通する性状について、次のうち誤っているものはどれか。

- 1. 可燃性である。
- 2. 無色無臭である。
- 3. 20℃では液体である。
- 4. 発火点は100℃よりも高い。

問4 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の性状について、次のうち誤っているものはどれか。[★]

- 1. 液温45℃で、燃焼範囲の蒸気が液表面上に発生するものがある。
- 2. 引火点が70℃未満のものには、水溶性のものがある。
- 3. すべて引火点を有する液体である。
- 4. ぼろ布に染み込ませて放置すると、自然発火するおそれのあるものがある。

問5 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の性状について、次のうち正しいものはどれか。

- 1. 蒸気は空気より軽く、高所に滞留しやすい。
- 2. 水に溶けないものが多い。
- 3. 引火点が0℃以下のものはない。
- 4. 霧状にすると、火がつきにくくなる。

問6 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の性状について、次のうち誤っているものはどれか。[★]

- 1. 水に溶けないものが多い。
- 2. 無色無臭の液体である。
- 3. 蒸気比重は1より大きく、低所に滞留する。
- 4. 発生する蒸気は、引火のおそれがある。

A 正解と解説

問1 正解2

1. 20℃ですべて液体である。
2. 第3石油類で引火点130℃以上のものとして、グリセリン $C_3H_5(OH)_3$ がある。グリセリンは水によく溶ける。
3. 第4類の危険物は引火性液体であり、すべて引火点を有している。
4. 蒸気は空気より重いものが多い。

問2 正解4

1. 発火点が100℃以下のものはない。発火点は、ガソリンが約300℃、灯油及び軽油が約220℃となっている。
2. 20℃ですべて液体である。
3. 蒸気は空気より重いものが多い。

問3 正解2

2. 重油は、褐色または暗褐色である。また、ガソリンや灯油、軽油などは特有の臭気があり、着色されているものもある。
4. 発火点はすべて100℃よりも高い。ガソリンが約300℃、灯油及び軽油が約220℃となっている。

問4 正解2

1. ガソリンは-40℃以下、灯油は40℃以上、軽油は45℃以上が引火点のため、液温が45℃の場合、燃焼範囲の蒸気を液面上に発生する。
2. 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の中で、水溶性のものは唯一、グリセリンである。グリセリンは第3石油類に分類され、引火点は160~199℃以上である。
4. 動植物油類の乾性油（アマニ油など）は、自然発火するおそれがある。

問5 正解2

1. 蒸気は空気より重いいため、低所に滞留しやすく、低所を伝わって遠くに流れやすい。
3. ガソリンの引火点は-40℃以下である。
4. 霧状にすると、空気との接触面積が広がるため、火がつきやすくなる。

問6 正解2

2. 重油は、褐色または暗褐色である。また、ガソリンや灯油、軽油などは特有の臭気があり、着色されているものもある。

書籍の訂正について

本書の記載内容について正誤が発生した場合は、弊社ホームページに正誤情報を掲載しています。

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書籍に関するお問い合わせ

メール



問合せフォーム



FAX



03-3837-5740

必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・FAX 番号 (FAX の場合のみ)
- ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容

※お問い合わせは、**本書の内容に限り**ます。

下記のようなご質問にはお答えできません。

EX : ・実際に出た試験問題について ・書籍の内容を大きく超える質問 等
・個人指導に相当するような質問

また、回答までにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

なお、**電話でのお問い合わせは受け付けておりません。**

兩種危険物取扱者試験 令和8年版

2025年～2020年中の試験問題からよく出る319問を収録

■発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005
東京都台東区上野3-1-8
TEL. 03-3837-5731
FAX. 03-3837-5740

■定価 1,320円 (税込)

■発行日 2025年7月 初版

ISBN978-4-86275-328-1